

中国知的財産権侵害訴訟における証明妨害の適用に関する考察

劉 斌斌^(*)

近年の中国では、知的財産権の所有件数が大幅に増加すると同時に、知的財産権侵害事件の数も増え続けている。本稿は主に、中国知的財産権侵害訴訟における証明妨害規則に関する立法や実務上の応用等を考察することを目的とする。まず、証明妨害規則により、中国知的財産権侵害訴訟における証明妨害行為を規制する方法等を検討するために、関連する法律と司法解釈の規定を詳しく考察した。そして知的財産権侵害事件における証明妨害規則の各構成要件、法的効果、及び民事訴訟法分野と知的財産権法分野において異なっている証明妨害の規定の相互関係を明確にした。また、原告の立場から、証明妨害の構成要件について、①「挙証に尽力」又は「初歩的挙証」を満たす条件に対して理解する；②侵害者が、実際に権利侵害行為に関連する帳簿資料を掌握していることを証明するための方策を取る；③営業秘密の理由として申立てられた場合、それが正当な理由とならない、且つ保護措置を取るべき点に留意する；④法定賠償金額が確定する際に、証明妨害の適用が殆どできない点に留意する。又証明妨害の適用が及ぼす法的な効果に関して、訴訟の際に、侵害者が掌握している帳簿資料の内容が真実であると推定した上で、提供されたその他の証拠に基づき、総合的な判定の下で賠償金額を確定することを更に理解、認識する。

以上、中国知的財産権侵害における「立証難」問題に対し、証明妨害の適用に関わる問題点及びその対策を明らかにし、中国と関係ある日本の産業界や実務界に以下の論が少しでも参考になり、諸問題解決の一助となれば幸いである。

はじめに

I 中国知的財産訴訟における証明妨害規則の理解と立法目的

1. 証明妨害規則に関する中国学界の認識と理解
2. 知的財産権侵害訴訟における証明妨害規則の立法目的

II 証明妨害の適用に関する立法現状

1. 立法の現状
2. 証明妨害行為の成否について、各法の規定の相違

III 知的財産訴訟における証明妨害適用の構成要件

1. 主体と客体要件
2. 前提要件：権利者は挙証に尽力した、若しくは初歩的な挙証を行った
3. 侵害行為に関連する帳簿資料は主に侵害者により掌握されていること
4. 当事者が証明妨害行為を行ったこと

IV 課題および留意点

1. 知財訴訟における証明妨害の適用にかかる課題
2. 原告の立場からみる訴訟の際の留意点

終わりに

はじめに

近年、中国では、市場経済の急速な発展に伴い、知的財産権の重要性もますます認識されてきた。しかし、知的財産権の所有件数が大幅に増加すると同時に、知的財産権侵害事件の数も増え続けている⁽¹⁾。これに対応して、中国は各種の知的財産権保護を強化する政策を打ち出し、国家戦略レベルで、全面的に知的財産権保護を強化することを目的とし、特に司法保護の重要な役割を果たさなければならないとしている。しかし、知的財産権侵害訴訟の実務において、知的財産権の無体性、知的財産権侵害行為の隠蔽性により、証拠が被告側に偏在していることが多い。すなわち、一部の侵害製品は被告によって制御されるため、権利者は公開ルートを通じての証拠取得が非常に困難である。つまり、権利者が権利侵害によって被った損失、及び権利侵害者が権利侵害によって得た利益に関わる直接証拠、例えば権利侵害製品の販売帳簿は、直接権利侵害者によって制御されるから、権利者が取得できる証拠の多

(*) 日本大学法学部教授

(1) 2022年4月21日付け、中国最高人民法院が記者会見を行い、2021年度全国人民法院に於ける知的財産司法保護の状況を発表した。最高人民法院民三庭長の林広海氏により、2021年、人民法院は大量の知的財産権民事、行政、刑事事件を公正かつ効率的に審理し、知的財産権事件の受理、審査件数が過去最高を更新し、60万件を突破したと紹介した。2021年に一審、二審、再審申請などの各種知的財産権事件は642,968件、結審事件は601,544件で、2020年よりそれぞれ22.33%と14.71%上昇した。
http://news.cnr.cn/dj/20220421/t20220421_525802042.shtml

くは、証明力が強くない間接証拠である。更に、肝心の証拠を握っている権利侵害者は自分の利益のために、証拠収集、証拠保全などの行為について、阻害する、若しくは非協力である場合が多く、裁判所は権利侵害行為があるかどうかの判断、若しくは権利侵害における損害賠償金額を確定させる際、証拠不足のために事実を明らかにすることができず、権利者が一層不利な立場に置かれることになってしまい、さらに十分な損害賠償救済が果たせない事態を招く恐れがある。

権利侵害の有無を証明する重要な証拠は、権利侵害者または第三者が掌握しており、証明責任を負う権利者はこれらの証拠証明から遠ざけられている。このような証拠収集能力における双方の不平等は、権利者の証拠収集過程において困難を来とし、「拳証難」という問題は、権利者が救済を求める道で越えられない「大きな山」であった。特に、2008年知的財産戦略を実施して以来、2013年までの知的財産権侵害事件の損害賠償方式に関して、80%の著作権侵害事件、97%を超える特許権及び商標権侵害事件が、法定賠償として算定された。実務上、「拳証難」問題(妨害行為があった場合であれば更に)は、中国知的財産権侵害損害賠償における4種類の損害賠償算定方法(図1)の中の「権利者の実際の損失」(被害者の実際の損失)、「侵害者が得た利益」(侵害者による違法な取得)、「合理的な使用料の倍数」の3種類の算定方法において、更に顕著に現れ、権利者を窮地に立たせている⁽²⁾。

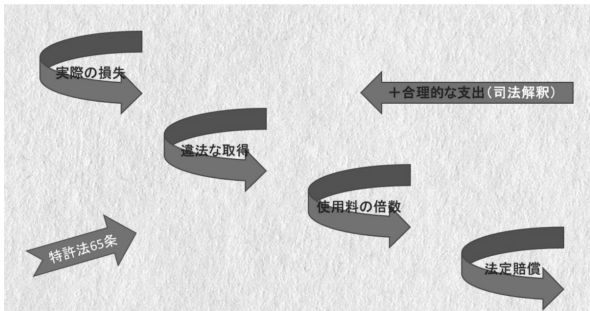


図1：中国知的財産権侵害における損害賠償算定方法

これらの状況に直面して、2019年11月に中国共産

党中央弁公庁、国務院弁公庁が配布した「知的財産権保護の強化に関する意見」⁽³⁾の中で「2022年までに、権利者の権利のため“拳証難、長期間、コスト高、低賠償”⁽⁴⁾(ということ)を明らかに改善するよう努力すること」を求めた。これに従って、その後の中国最高裁判所から配布した「最高人民法院の知的財産権司法保護における全面的な強化に関する意見」⁽⁵⁾の中でも、「証明妨害制度等を完備することにより、知的財産権の保護に係る権利維持コストの確実な軽減改善ができる」措置が挙げられた。このように、中国当局は証明妨害規則に大きな期待を寄せており、知的財産権侵害訴訟の「拳証難」問題の解決を促すことを望んでいると思われる。

本稿は主に、中国知的財産権侵害訴訟における証明妨害規則に関する立法や、実務上の応用等を考察することを目的とする。まず、証明妨害規則の私法的な効果による証明妨害問題の解決に重点を置き、証明妨害規則の公法的な制裁措置には、深く関与しないことを改めて認識しておきたい。次に判例の研究・分析等を通じて、証明妨害規則により中国知的財産権侵害訴訟における証明妨害行為を規制する方法等を検討する。このため、関連する法律と司法解釈の規定を考察した上に、知的財産権侵害事件における証明妨害規則の各構成要件、法的効果、及び、民事訴訟法分野と知的財産権法分野において異なっている証明妨害の関係を明確にし、中国知的財産権侵害における「立証難」問題に対し、証明妨害の適用に関わる問題点及びその対策を明らかにすることにより、中国と関係ある日本の産業界や実務界に於いて、少しでも参考になり、諸問題解決の一助となれば幸いである。

I 中国知的財産訴訟における証明妨害規則の理解と立法目的

証明妨害の法理とは、訴訟手続きにおいて、証明責任を負わない当事者が、拳証責任を負う当事者の証拠の収集・提出(立証)を困難にしたり、妨げた場合に、妨害された立証責任を負う当事者に対して有利に取り

(2) 中国中南財経政法大学知的財産研究センターが2020年5月に完成・発表した『知的財産権利侵害損害賠償における判例実証研究報告書』(知識産権侵害損害賠償実証研究報告)によると、2008年6月に知的財産戦略を実施して以来、全国各級人民法院に審理された4,687件事件を統計対象として研究考察を行った結果、著作権侵害事件判決に於いて、「法定賠償」の賠償基準を適用(若しくはやむを得ず最終的採用)したのは78.54%だった。商標権侵害事件判決では、法定賠償を適用した案件は97.63%だった。特許権侵害事件判決でのこの割合は97.25%だった。

(3) 「関于強化知識産権保護的意見」(中弁発[2019]56号)。

(4) 知的財産訴訟における“拳証することが難しい、審理期間が長い、権利保護のコストが高い、損害賠償金額が低い”という欠点を指す。

(5) 「最高人民法院関于全面加强知識産権司法保護的意見」(法発[2020]11号)。

扱う法理をいう。単に、立証妨害または証明妨害ともいう⁽⁶⁾。中国では、証明妨害のほか、「証明妨碍」または「拳証妨碍」ともいう。証明妨害の概念は、1722年に英国の *Armory v. Delamirie* 事件で明確にされ、同時に、故意に相手の立証を妨害した当事者に対して、妨害された証拠の内容が不利であると推定できる妨害行為を規制する原則も確立された⁽⁷⁾。ただ、各国の異なる法文化及び国情の影響を受けて、証明妨害という概念が内包する認識および表現は、学者によってそれぞれ異なる。

1. 証明妨害規則に関する中国学界の認識と理解

長い間、中国には立証妨害に関する規範は存在しなかった。最高人民法院が1998年に制定した「民事経済裁判方式改革問題に関する若干規定」⁽⁸⁾の第30条はこの空白を埋め、2001年の「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定」⁽⁹⁾の第75条に引き継がれた。この規定の性格について学者間では議論が多いが⁽¹⁰⁾、該当法の条文解釈⁽¹¹⁾と通説⁽¹²⁾は、いずれも立証妨害規範に該当すると見なしている。また、軽微な言語表現の改正を経て、この規範は2019年に中国で公布された「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定」⁽¹³⁾(2019)の第95条に法文として設けられ、中国の立証妨害に関する概括的な規範を構成した。同時に、「最高人民法院による民事訴訟法の適用に関する解釈」⁽¹⁴⁾において、「書証」⁽¹⁵⁾と「当事者の陳述」⁽¹⁶⁾という2種類の証拠手段に対して、立証妨害の特別規範を設けている。その中、書証に関する立証妨害規範は、視聴覚資料、電子データにも適用される⁽¹⁷⁾。このほか、

2020年最高人民法院は「最高人民法院による知的財産民事訴訟証拠に関する若干規定」⁽¹⁸⁾という司法解釈により、知的財産訴訟に対して立証妨害の概括的な規範を設けた⁽¹⁹⁾。これまで、中国には立証妨害の一般的な規範もあれば、特殊な規範も存在した。これらの規範について、具体的にどのように適用するかという、実務上の難しさは、想像に難くない。

中国の国内において、証明妨害に対する学者の認識は、大別して広義と狭義に分けることができる。広義説は、証明妨害とは、訴訟当事者が何らかの理由で提出を拒否したり、自分の都合で証拠を提出できなかったりした行為の結果であることを指し、「行為」に重点を置いていると考えられる⁽²⁰⁾。これに対し、狭義説は、概念の表現に、証明妨害の構成要件や法的な効果等が詳細に組み込まれている。学者によって証明妨害に関する具体的な構成要件、特に証明妨害行為の主体に対する認識が異なるため、狭義説は異なる考えが生じた。つまり、証明妨害の行為主体は、証明責任を負わない一方の当事者に限られると考える学者もいるが⁽²¹⁾、訴訟側の当事者は、証明妨害を構成できると考える学者もいる⁽²²⁾。また、当事者のほかに第三者も含めるべきだという意見も見出される⁽²³⁾。上記の観点は、妨害者が訴訟中または訴訟外で、作為または不作為の形で、故意または過失によって相手当事者が公平に証拠を利用できないようにし、事件の真相を証明できない、若しくは証明しにくくした結果、自分に不利な法的結果を導いたと考える。狭義説は「行為」、「結果」、「法的効果」の3つの結合と言えるが、その諸学説は、学者の定義がこの3つの要素のどの点を強調するかが異なるだけであると考えられる。

(6) 春日伊知郎『民事訴訟法研究』(1991年)第204頁。

(7) 于鵬『民事訴訟証明妨碍研究』, 中国政法大学出版社(2014年), 第21頁。

(8) 「關於民事經濟審判方式改革問題的若干規定」(法積[1998]14号)。

(9) 「最高人民法院關於民事訴訟證據的若干規定」(法積[2001]33号)。

(10) 肖建国『現代型民事訴訟の結構と功能』, 政法論壇, 2008(1), 第121頁。張永泉『書証制度的內在機理及外化規則研究』, 中国法学, 2008(5), 第122頁。または、曹志勳『書証搜集裁判: 模式比較与本土改造』, 現代法学, 2011(5), 第157頁。等を参照されたい。

(11) 李国光編『最高人民法院關於民事訴訟的若干規定的理解与適用』, 中国法制出版社(2002年), 第471頁。又、最高人民法院民事審判庭第一庭『民事訴訟證據司法解釋的理解与適用』, 中国法制出版社(2002年)第231頁。を参照されたい。

(12) 畢玉謙『对我国法院採用証明妨碍制度審理親子關係糾紛案件的基本思考』, 法律適用, 2010(9), 第28頁。

(13) 「最高人民法院關於民事訴訟證據的若干規定」(法積[2019]19号)。

(14) 「最高人民法院關於適用中華人民共和國民事訴訟法的解釋」。2014年12月18日, 最高人民法院審判委員會第1636回會議により通過した。2020年12月23日, 最高人民法院審判委員會第1823回會議により第一回改正案を通過した。2022年3月22日, 最高人民法院審判委員會第1866回會議により第二回改正案を通過し, 2022年4月10日により施行。

(15) 「最高人民法院關於適用中華人民共和國民事訴訟法的解釋」第112条。及び「最高人民法院關於民事訴訟證據的若干規定」第48条。

(16) 「最高人民法院關於民事訴訟證據的若干規定」第66条。

(17) 「最高人民法院關於民事訴訟證據的若干規定」第99条2項。

(18) 「最高人民法院關於知識產權民事訴訟證據的若干規定」(法積[2020]12号)。

(19) 「最高人民法院關於知識產權民事訴訟證據的若干規定」第24条, 第25条。

(20) 湯維建, 許尚豪『建立拳証妨碍制度, 完善証據立法』, 証據学論壇, 2004(2), 第103-118頁。

(21) 例えば, 占善剛『証明妨害論——以德国法为中心的考察』, 中国法学, 2010(3), 第100-110頁。

(22) 畢玉謙『民事訴訟証明妨碍研究』, 北京大学出版社(2010年), 第227頁。

(23) 包水鋒『民事訴訟証明妨碍制度研究』, 厦門大学出版社(2011年), 第12頁。

要するに、中国における「証明妨害」とは、訴訟前または訴訟中において、当事者または第三者が作為的または不作為的に、故意または過失により、相手当事者が事実を証明できない、若しくは証明しにくくする行為を指す。証明妨害規則は、訴訟の公平を保障するために、証明妨害の法理に基づき、妨害行為に対し、その情状に応じて相応の不利な結果を加える法律規範である。証明妨害規則は法律規範として、調整の直接的な対象は証明妨害に関わる者の意志行為⁽²⁴⁾、すなわち人の行為であるため、「規則」を修飾する限定語「証明妨害」は、証明妨害規則によって調整された行為であると理解されるべきであろう。

2. 知的財産権侵害訴訟における証明妨害規則の立法目的

中国では、知的財産権に関する法律と司法解釈には(上に述べた民事訴訟証明妨害規則と統合した)証明妨害に関する統一規則は整えられておらず、民事訴訟証明妨害規則とは異なる法条項が各知的財産法において単独で規定されていることが、知的財産権侵害訴訟における証明妨害規則の立法目的の根本を探ることと関連が深い。

中国は、知的財産権侵害訴訟における「拳証難」⁽²⁵⁾問題を解決するために様々な試みを行い、民事調査令⁽²⁶⁾、裁判所による証拠の取調べの申請⁽²⁷⁾など多くの証拠収集、調査制度を設けているが、証拠所有者が自己の利益のために証拠収集に協力しないという問題が常に存在している。知的財産権侵害訴訟において、重要な証拠の多くは侵害者によって制御されているが、権利者が取得できる代替的な証拠は一般的に証明力が不足しており、証拠保持者は自分に不利な証拠を提出することを選択しないことが多い。権利者が証拠収集

に協力する措置がいくらあっても、証拠保持者が協力しないという問題を解決できなければ、無意味になってしまう。権利者の証拠収集の困難さと証拠収集の高コストということこそ、「拳証難」問題の解決を難しくしている背景となっている。

証明妨害が最も陥り易い危うさは、事実の真相の発見を阻害し、事実認定の不正確さをもたらす、妨害が双方の当事者を証拠把握において不平等な状況に置き、妨害された当事者の合法的権益を損なうと同時に、司法制度の最も基本的な価値である公平さをも損なうおそれがあるということである。しかし、相手方の当事者の故意または過失によって生じた一方の当事者の証明困難は、一般的な証明責任分配規則に従って、妨害された一方が不利な結果を負担し、妨害者はその不誠実な妨害行為によって、かえって責任を逃れてしまう。こうしたことは、妨害された側の合法的権益を損なうだけでなく、訴訟正義と裁判公正にも違反し、裁判所の公正性と権威性にも影響を与えてしまう。証明妨害の危険に対する認識が深まっているだけに、証明妨害規則の立法目的は、双方当事者間の公平な状態の早期の回復を目指すという目標から、「救済」、「制裁」、「予防」のための多様な目標に転換してきた⁽²⁸⁾。中国知的財産権侵害訴訟においては、証拠偏在現象が比較的良好に見られ、双方の当事者が証拠を収集できる状況に大きな差があり、侵害者の証明妨害行為は、権利者の「拳証難」を招く重要な原因の一つである。証明妨害行為により権利侵害者が権利侵害責任を逃れ、権利侵害行為から巨大な利益を得ることができる。近年、このような知的財産権侵害の状況がしばしば見られ、問題解決が困難になってしまい、権利者救済が果たせない場合には、イノベーションの促進に深刻な打撃を与え、中国の知的財産に関わる産業の発展と「創新駆動戦

(24) 孫国華主編『中華法学大辞典—法理学巻』、中国検察出版社(1997年)、第119頁。

(25) 中国語は「拳証難」と言う。立証することが難しいという意味。

(26) 調査令とは、当事者が民事訴訟に於いて客観的な原因で自分が必要とする証拠を取得できない場合、申請して人民法院の許可を得たことにより、人民法院が訴訟代理弁護士に命じて関係部門と個人に必要な証拠を収集する法律文書を指す。

(27) 『最高人民法院民事訴訟証拠に関する若干規定』において、以下の条件のいずれか一つを満たされる場合、当事者及びその訴訟代理人は、人民法院に証拠の調査収集を申請することができる、と規定している。

(一) 調査収集を申請した証拠は国家関係部門が保存し、人民法院が職権に基づいて調達しなければならない書類資料である。

(二) 国家秘密、商業秘密、プライバシーに関わる資料。

(三) 当事者及びその訴訟代理人が、客観的な原因で自ら収集できないその他の資料。

当事者及びその訴訟代理人は人民法院に証拠の調査収集を申請の際、書面申請書を提出しなければならない。申請書は被調査者の氏名又は会社名、住所地などの基本情報、調査収集する証拠の内容、人民法院による証拠収集の理由及び証明すべき事実を明記しなければならない。当事者及びその訴訟代理人が行う人民法院に対する証拠の調査収集申請は、遅くとも立証期限の満了の7日前に行わなければならない。

(28) See e. g. Shaffer v. RWP Group, Inc. 169 F. R. D. 19, 25 (E. D. N. Y. 1996) “An adverse inference charge serves the dual purposes of remediation and punishment.”; Turner v. Hudson Transit Lines, Inc. 142 F. R. D. 68, 75 n. 3 (S. D. N. Y. 1991)

略」⁽²⁹⁾を阻害したと指摘されている⁽³⁰⁾。中国は、知的財産権侵害訴訟における証明妨害規則の適用を推進する際、「制裁」を目的にして協調すると同時に、「救済」、「予防」という要素をも考慮していることがわかる。

II 証明妨害の適用に関する立法現状

1. 立法の現状

上に述べたように、中国では、証明妨害規則に関する条項は、民事訴訟に関する司法解釈や知的財産に係る法令、司法解釈に分散して規定されてきた。立法の面から見れば、証明妨害に関する条項は、2001年の「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定」⁽³¹⁾第75条の規定による証明妨害制度の成立から、2015年の「最高人民法院による民事訴訟法の適用に関する解釈」⁽³²⁾第112条、2019年新「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定」⁽³³⁾第45-48条、また知的財産法に関しては、商標法(2013年改正)⁽³⁴⁾第63条、2016年の「最高人民法院による特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)」⁽³⁵⁾の第27条、特許法(2020改正)⁽³⁶⁾第71条4項などが挙げられる。

証明妨害制度とは、証明責任を負わない一方の当事者が、作為または不作為に依り、証明責任を負う一方の当事者が、その事実に対して主張する証明を阻害する場合、行為者はその妨害行為に相応の結果を負うべきであるという訴訟制度の一つである⁽³⁷⁾。証明妨害排

除とは、証明妨害が発生した場合、裁判所は一定の救済と制裁手段を講じることにより、民事訴訟に及ぼす証明妨害の危害を除去または軽減するために、当事者に一定の法的結果を負担するよう要求することをいう。このような証拠妨害行為を排除するために、「最高人民法院による民事訴訟法の適用に関する解釈」(2015年)第112条は、証拠を制御する一方の当事者が正当な理由なく、裁判所が証拠提出を命じた要求の実行を拒否した場合、裁判所は他方の当事者が主張した証拠の内容を真実と推定することと規定している。また、「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定」(2019年)の第48条、第95条、第99条第2項は、さらに書証に関する証拠妨害排除規則を詳細な規定を設けている。

2020年、中国最高人民法院によって公布された「最高人民法院による知的財産民事訴訟証拠に関する若干規定」の第24条⁽³⁸⁾、第25条⁽³⁹⁾は、知的財産権訴訟に対して、証明妨害を構成する客体を拡大し、知的財産権訴訟における証拠妨害排除規則の適用範囲を広げた、すなわち書証に限らず、民事訴訟法におけるすべての証拠をカバーし、そして不利な推定客体を、証拠内容から事実主張に昇格させた。また、その第12条⁽⁴⁰⁾、第13条⁽⁴¹⁾は、知的財産権証拠保全における証拠妨害排除行為について規定し、当事者が正当な理由なく協力を拒否し、証拠保全を妨害し、または証拠破壊行為を実施した場合、裁判所は証明妨害を構成すると判定し、それが不利な結果を負うことを確定することがで

(29) 「創新驅動戰略」中国共産党第十八回党大会は「科学技術革新は社会生産力と総合国力を高める戦略的支えであり、国家發展の全局の核心的位置に置かなければならない」と明確に提起し、中国が特色ある自主革新の道を歩み、革新驅動型發展戰略を実施することを強調した。「創新驅動戰略」には、次の二つの意味がある。第一に中国の未来の發展は伝統的な労働力や資源エネルギーの驅動ではなく、科学技術革新の驅動に依存しなければならない。第二に革新の目的は、發展を驅動することであり、ハイレベルな論文を發表することではない。

(30) 林広海、李劍、呉蓉「最高人民法院関于知識産権民事訴訟証拠的若干規定」的理解と適用、法律適用、2021(4)、第24-30頁。

(31) 同9。

(32) 「最高人民法院関于適用中華人民共和國民事訴訟法的解釋」(法積[2015]5号)。

(33) 同13。

(34) 中華人民共和國商標法、1982年8月23日、第五回全国人民代表大会常務委員會第24次會議により可決され、1983年3月1日より施行される。1993年、2001年、2013年、2019年により4回にわたって改正を行った。2019改正法は、2013年改正法と同様、第63条に在る証明妨害に関する文言は変わっていない。

(35) 「最高人民法院関于審理侵犯專利權糾紛案件應用法律若干問題的解釋(二)」(法積[2016]1号)。

(36) 中華人民共和國專利法、1984年3月12日、第六回全国人民代表大会常務委員會第4次會議により可決され、1985年4月1日より施行される。1992年、2000年、2008年、2020年に4回にわたって改正を行った。2020年改正法は、2021年6月1日より施行される。

(37) 張広良「拳証妨碍規則在知識産権訴訟中的適用問題研究」、法律適用、2008(7)、第16-17頁。

(38) 第24条 立証責任を負う当事者は、人民法院に対し書面で証拠を制御する相手当事者に証拠の提出を命じることを申請し、申請理由が成立した場合、人民法院は裁定を下し、提出を命じなければならない。

(39) 第25条 人民法院は法に基づいて当事者に関連証拠の提出を要求した時、当事者が正当な理由がなく提出を拒否、虚偽の証拠の提出、証拠を破壊またはその他の証拠使用不能の行為を実施した場合、人民法院は相手方当事者が、当該証拠に関連する証明事項の主張が成立したと推定することができる。

(40) 第12条 人民法院が証拠保全を行うには、有効な固定証拠を限度として、保全対象物の価値に対する損害と、証拠所有者の正常な生産經營に対する影響をできるだけ少なくしなければならない。
証拠保全が技術案に関連する場合は、現場検証調書の作成、図面の描画、写真撮影、録音、ビデオ、複製設計、生産図面などの保全措置をとることができる。

(41) 第13条 当事者が正当な理由なく協力を拒否、又は証拠保全を妨害して、証拠保全が不可能になった場合、人民法院は当事者が不利な結果を負うことを確定することができる。民事訴訟法第111条の規定状況を構成する場合は、人民法院は法に基づいて処理する。

きる。これらの規定から見れば、中国裁判所側は、知的財産権民事訴訟の証拠認定における特殊性を認めたこと、知的財産権侵害訴訟における「立証難」問題を、司法が解決する決意を表明したことが分かる。

知的財産権実体法から見ると、商標法は既に2013年に証明妨害規則を導入した。すなわち、人民法院は賠償額を確定する際、権利者が証拠提出に尽力したが、権利侵害行為に関連する帳簿、資料は主に権利侵害者が掌握している場合、権利侵害者に権利侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命じることができる。権利侵害者が帳簿、資料の提供を拒否し、若しくは虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張と提供した証拠を参考にして賠償額を判定することができる⁽⁴²⁾。その後、「最高人民法院による特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)」⁽⁴³⁾の第27条⁽⁴⁴⁾、(2020年改正)特許法第71条第4項、(2020年改正)著作権法第54条第4項も、同じような規定をしている。また、不正競争防止法の領域において、「最高人民法院による不正競争民事案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈」⁽⁴⁵⁾第17条の規定⁽⁴⁶⁾によれば、模倣行為、虚偽宣伝、商業誹謗、商業秘密侵害という4種類の不正競争行為の損害賠償額の確定方法は、特許権または商標権侵害の損害賠償額確定方法を参照するようになった。これによって、知的財産権の実体法は全面的に、特定の条件下で証明妨害規則を適用することを確立しており、裁判官の知的財産権侵害訴訟における適用判定に法的根拠を提供している。

2. 証明妨害行為の成否について、各法の規定の相違

中国では、証明妨害行為に対し、証明妨害規則を適

用するか否かについて、主に司法解釈や知的財産法によって規定されている。各法の適用順位から見れば、中国司法実務における「新法は旧法より優先する」原則に基づき、「民事経済裁判方式改革問題に関する若干規定」(1998)、「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定」(2001)、「最高人民法院による民事訴訟法の適用に関する解釈」(2015)、「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定」(2019)、「最高人民法院による知的財産民事訴訟証拠に関する若干規定」(2020)、「最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)」等は、司法解釈の点では同じであるものの、適用の順位は当然最新のほうから行くべきであろう。

証明責任を負う当事者の義務から見れば、商標法と特許法は「権利者は立証に尽力した」と規定していることに対し⁽⁴⁷⁾、「最高人民法院による特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)」は、「侵害者が得た利益に関する初歩的な証拠を、権利者がすでに提供した」と規定されている⁽⁴⁸⁾。ここでは両者とも権利者の立証義務を規定しているが、立証の程度に対する要求には違いがあることがわかる。又、「最高人民法院による民事訴訟法の適用に関する解釈」では、証明責任を負う当事者に対して、「尽力拳証」または「初歩的拳証」を要求するのではなく、裁判所への書面申請の提出を規定している⁽⁴⁹⁾。

証明妨害適用の法的効果を見ると、各法にも差がある。例えば、商標法は、「人民法院は、権利者の主張と提供した証拠を参考にして、賠償額を判定することができる」と規定されていることに対し、「最高人民法院による特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)」は、「人民法院は、権利者の主張と提供した証拠に基づいて、侵害者

(42) 中華人民共和国商標法第63条を参照されたい。

(43) 「最高人民法院關於審理侵犯專利權糾紛案件應用法律若干問題的解釋(二)」(法積[2016]1号)。2016年1月15日、最高人民法院審判委員會第1676次會議による通過した。2020年12月23日、最高人民法院審判委員會第1823回會議による改正案を通過し、2021年1月1日に施行された。

(44) 第27条 権利者が侵害行為により被った実質的損失の確定が困難である場合には、人民法院は、特許法第六十五條第一項の規定に基づき、権利者に対し、侵害者が侵害行為により得た利益を立証するよう求めなければならない。侵害者が得た利益に関する初歩的な証拠を権利者がすでに提供したにもかかわらず、特許権侵害行為に関連する帳簿、資料を主として侵害者が掌握している場合、人民法院は、侵害者に対して当該帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が正当な理由なくして提供を拒否し、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合には、人民法院は、権利者の主張と提供した証拠に基づいて、侵害者が侵害行為により得た利益を認定することができる。

(45) 「最高人民法院關於審理不正競争民事案件應用法律若干問題的解釋」(法積[2007]2号)。2006年12月30日、最高人民法院審判委員會第1412回會議により通過し、2007年2月1日に施行された。2020年12月23日、最高人民法院審判委員會第1823回會議による改正案を通過し、2021年1月1日に施行された。

(46) 第17条 反不正競争法第10条に定める営業秘密の侵害行為に対する損害賠償額を確定するにあたり、特許権侵害に対する損害賠償額の確定方法を参考にすることができる。反不正競争法第5条、第9条、第14条に定める不正競争行為の損害賠償額を確定するにあたり、登録商標専用権の侵害に対する損害賠償額の確定方法を参考にすることができる。

(47) 中華人民共和国商標法第63条。中華人民共和国特許法71条。

(48) 「最高人民法院關於審理侵犯專利權糾紛案件應用法律若干問題的解釋(二)」第27条。

(49) 「最高人民法院關於適用中華人民共和國民事訴訟法的解釋」第112条。

が侵害行為により得た利益を認定することができる」と定めている。両者は基本的に同じだが、まだわずかな違いがある。即ち、一つは「を参考にして…判定する…」、もう一つは「に基づいて…認定する…」となっている。また、「最高人民法院による民事訴訟法の適用に関する解釈」には、「人民法院は申請者が主張した書証の内容が真実であると認定することができる」と規定している。

Ⅲ 知的財産訴訟における証明妨害適用の構成要件

証明妨害規則の構成要件とは、法律規定が証明妨害行為とみなされる場合に備えられる共通要素をいう。知的財産権侵害訴訟における適用可能な証明妨害は、著作権法、商標法、特許法等の知的財産関連法及び知的財産権に関連する司法解釈に分散している。民事訴訟及び民事証拠に関連する司法解釈において、証明妨害は特殊な場合にも適用する余地があるが、これらの法律法規は証明妨害の要素の記述に対して若干異なるため、学界は構成要件に対しても、異なる認識を持っていることは言うまでもない。しかし多数存在する学説は、内容はほぼ一致しており、構成要素の詳細、即ちある要素がどの構成要素とされているかについてのみ議論があることがわかる。知的財産権侵害訴訟の実務においては、適用に関する具体的な指導が見出されていないが、改正知的財産諸法、司法解釈及び関連判例を踏まえて、証明妨害を構成するか否かを認める際に、以下の要件に注意しなければならない。

1. 主体と客体要件

証明責任を負わない当事者が証明妨害の主体要件に該当することについて、学界に於いては異論が存在しないが、訴訟に於いて、証明責任を負う当事者が証明妨害の主体的要件に該当するか否かについては、少なからぬ理論的論争がある。反対説は「自己主張の事実に関する証明を妨げる場合は、裁判所は自己責任の原則に基づいて不利な判決を出せばよい」⁽⁵⁰⁾と主張して

いることに対し、支持説は「証明責任を負わない当事者は訴訟においても反証を行う必要があり、証明責任を負う当事者は相手が反証を行う際に証明妨害行為を実施して相手の反証証明を困難にしたり、証明できなかったりする場合も、証明妨害を構成することができる」⁽⁵¹⁾という考えが見受けられる。しかし、中国著作権法第54条、商標法第63条、特許法第71条に規定されている証明妨害主体は「権利侵害者」であり、これらの法律における証明妨害の主要な立法目的は、証明責任を負わない当事者(即ち侵害者)が故意、過失により証拠を消滅させたり、証拠の提供を拒否したりすること(証明妨害)を解決しようということが明らかであろう。一部の事件において、妨害行為を直接行った行為者は被告自身ではなく、被告が支配または支配する事件外の第三者であり、例えば被告会社の従業員が裁判所の証拠保全措置を不法に妨害したり⁽⁵²⁾、裁判所によって保全措置を取った証拠を私的に違法に破壊した場合⁽⁵³⁾、裁判所は行為者を、妨害行為を行う(事件外)第三者と見なすのではなく、行為者と被告を一体と見なして、被告を不利とする訴訟の結果を負うことにさせた。このように、中国の知的財産権侵害訴訟の実務において、証拠については、侵害者は強く権利者は弱いという偏在問題が際立っているため、立法の目的から見ても権利者の立証能力および権利保護の強化に傾こうとしている。これらの観点から見れば、実務界や学界で証明妨害の主体は証明責任を負わない当事者に限られているという考えが、高い支持を得ている。

妨害証明の客体とは、どのような証拠の種類や証拠方法が妨害行為の作用対象になるかということを検討することを意味する。ドイツ法と日本法に於いては、特定の証拠(証明)方法についてのみを、証明妨害条項で規定していることに対し、台湾法に於いては証明妨害総則条項として、一般的にすべての証拠方法に適用できることを明文化している。中国に於いては妨害条項に適用される客体を制限していないため、民事訴訟法に規定されたすべての証拠種類に対して、理論的にはこの条項が適用される余地がある⁽⁵⁴⁾。ただ、文言からみれば、「最高人民法院による民事訴訟法の適用に

(50) 周慶, 李蔚「我国民事訴訟証明妨碍研究」, 証拠科学, 2018(1), 第29—45頁。

この説は、台湾法からの影響があったと思われる。台湾民事訴訟法によれば、証明妨害の主体要件に「当事者」という言葉を採用しており、文義解釈の観点から、台湾の現行法は証明妨害の主体を証明責任を負わない当事者に限定していないため、論理的に推論することによって、証明責任を負う当事者も証明妨害の主体になることができると考えられる。黄国昌「民事訴訟理論展開」, 北京大学出版社(2008年), 第242—243頁を参照されたい。

(51) 程書鋒, 余朝陽「論証明妨碍在知識産権訴訟中的適用与完善」, 電子知識産権, 2018(7), 第93—99頁。

(52) 福建省高級人民法院(2014)閩民終字第502号判決書。

(53) 最高人民法院(2019)最高法知民終379号判決書。

(54) 趙信会「民事訴訟証明妨碍及制裁措置之選択」, 証拠科学, 2019(5), 517—526頁。

関する解釈]及び「最高人民法院による知的財産民事訴訟証拠に関する若干規定」は、両方とも“書証”と規定しているものの、特許法、商標法及び著作権法は、“帳簿資料”と規定している。これらの“書証”及び“帳簿資料”に対応している法定証拠種類は直接説明されていないが、拡大解釈すべきであるという意見が多く見られる。即ち、伝統的な書証のみではなく、電子証拠などのような「類書証」の証拠も含まれる⁽⁵⁵⁾。実務上、侵害論段階で証明妨害を適用された判例の中で、ソフトウェアソースコード⁽⁵⁶⁾、サーバー⁽⁵⁷⁾、コンピューターデータ⁽⁵⁸⁾のような電子証拠、権利侵害製品⁽⁵⁹⁾、設備⁽⁶⁰⁾のような物証、ジュークボックスの曲⁽⁶¹⁾、録音録画⁽⁶²⁾のような視聴覚資料等が証明妨害の客体——証拠として認められた。ただ、侵害論段階で証明妨害を適用された判例の中で、特許法、商標法及び著作権法は、証明妨害の客体を“帳簿、資料”と定めているため、ほとんどの判決文において“帳簿資料”という表現をしている。

2. 前提要件：権利者は挙証に尽力した、若しくは初歩的な挙証を行った

中国では「主張する者が挙証責任を負う」という原則が民事訴訟における一般的な立証ルールとして認識されているが、「(証拠を)支配するものは挙証すべきである」という考えは、この立証ルールの補充規則として、特定の場合に適用されてきた。しかし、この補充規則を適用する場合に、前提条件として、権利者は証明する事実に対して、必要な挙証責任を負わなければならない。その時裁判所側は、権利者が積極的に挙証責任を果たすよう誘導しなければならない。そうしなければ、権利者は証拠提出不能によって、不利な結果を負うことになるだろう。権利者が必要な立証に尽力しても、事実を完全に証明できない場合にのみ、「(証

拠を)支配するものは挙証すべきである」という、挙証規則の適用余地が生じるであろう。例えば、2020年の“テンセント VS 微時空”事件で、「原告は訴訟を起こす前と訴訟期間中、インターネット上で、被告が事件に関与したすべての支付宝(アリペイ)プラットフォームの宣伝に関する取引記録の証拠を絶えず自ら収集し、裁判所に何度も調査令を申請して、権利侵害行為に関連する銀行口座番号、支付宝口座の資金往來の流れの記録を調査した……必要な挙証に尽力したと認める」⁽⁶³⁾という判決をした。

権利者が挙証に尽力したか、若しくは初歩的な挙証を行ったかどうかについては、実務的に状況を分けて具体的に判断することができる。権利者が権利侵害により製品の販売数量、収入若しくは利潤を推定できる必要な証拠を入手した場合⁽⁶⁴⁾、侵害者のすべての製品の販売数量、収入若しくは利潤を、侵害者が有している侵害製品の種類数量で割ることによって、凡その権利侵害製品の販売数量⁽⁶⁵⁾、収入若しくは利潤を推算することができるという早期の判旨も見出される⁽⁶⁶⁾。もし権利者がある期間内、ある支店、若しくはあるモデルにおける権利侵害製品の売上げ、収入若しくは利潤に関する証拠を入手すれば、侵害期間⁽⁶⁷⁾⁽⁶⁸⁾、全ての支店⁽⁶⁹⁾、有する全ての製品モデル⁽⁷⁰⁾における侵害製品の売上げ、収入若しくは利潤の凡そを推算することができる。もし、製品の売上げ、収入若しくは利潤に関する確かな証拠を入手不能の場合、権利者は侵害者に対し、侵害者が掌握している帳簿資料が権利侵害製品の売上げ、収入若しくは利潤等に関する事実の証明に、代替不可能性を有することを証明するべく、挙証に尽力したか、若しくは初歩的な挙証を行ったという要件を満たせる可能性がある⁽⁷¹⁾。

ここで「初歩的な挙証を行った」ことに関して、初歩的な証拠は会社営利に関する広告資料、ネットサイトの

(55) 何奕萱「論知識産権侵權訴訟中証明妨碍行為的構成」, 広西質量監督導報, 2021(5), 第203-205頁。

(56) 広東省深圳市中級人民法院(2016)粵03民終8200号判決書。

(57) 広東省深圳市中級人民法院(2018)粵0305民初13871号判決書。

(58) 広東省東莞市中級人民法院(2014)東中法知民終字第148号判決書。

(59) 江蘇省高級人民法院(2016)蘇民終1064号判決書。

(60) 河南省鄭州市中級人民法院(2017)豫01民初574号判決書。

(61) 北京市西城区人民法院(2015)西民初字第2376号判決書。

(62) 北京市西城区人民法院(2014)西民初字第2472号判決書。

(63) 広東省深圳市南山区人民法院(2019)粵03民初594号民事判決書。

(64) 福建省高級人民法院(2014)閩民終字第641号判決書。

(65) 浙江省杭州市中級人民法院(2004)杭民三初字第308号民事判決書。

(66) 北京市第二中級人民法院(2003)二中民初字第06284号民事判決書。

(67) 湖北省高級人民法院(2014)鄂民三終字第00775号民事判決書。

(68) 広東省高級人民法院(2013)粵高法民三初字第2号民事判決書。

(69) 浙江省高級人民法院(2008)浙民三終字第108号民事判決書。

(70) 広東省高級人民法院(2011)粵高法民三終字第326号民事判決書。

(71) 劉曉「証明妨碍規則在確定知識産権損害賠償中的適用」, 知識産権, 2017(2), 第55-63頁。

紹介、会社年末報告諸表等が含まれると考えられ⁽⁷²⁾、権利者の挙証責任をあまりに厳格にすべきでないという意見も見出される⁽⁷³⁾。

「権利者が挙証に尽力した」ことは、商標法などの知的財産権法証明妨害を適用するための必要条件である。当事者が適用を申し立てたが裁判所が適用を認めない判例の中で、裁判所が被告の権利侵害を認めない事件を除いて、「各被告が権利侵害により得た利益を証明する初歩的な証拠を提供していない」⁽⁷⁴⁾、「被告の権利侵害行為により受けた損失、または被告が権利侵害行為により得た利益を証明する証拠を提供していない」⁽⁷⁵⁾ということが証明妨害を適用しない一般的な理由であることがわかる。

3. 侵害行為に関連する帳簿資料は主に侵害者により掌握されていること

「最高人民法院による民事訴訟法の適用に関する解釈」第112条の解釈において、立証責任を負う当事者は証拠を提供して、書証が相手当事者に支配されている事実を証明する必要がある、あるいは法定、約束または習慣に基づいて、相手の当事者が証拠を保存、保管する義務があると明らかにする理由、または証拠を提出しなければならないと指摘した⁽⁷⁶⁾。最高人民法院の解釈によると、権利侵害行為に関連する帳簿、資料が主に権利侵害者によって掌握されているかどうかを判断する際には、以下の二つの方法があると考えられる。一つは、権利者は、権利侵害者が事実上、権利侵害行為に関連する帳簿資料を掌握していることに関する証拠を提供することができる、もう一つは、権利者は侵害者に対し、法定、約束または習慣に基づいて、侵害者が権利侵害行為に関連する帳簿資料を保存、保管する義務を負うことに関し、理由または証拠を提出

することによって、権利侵害者が権利侵害行為に関連する帳簿資料を掌握しているとする認定を求めることができる。

つまり「証明妨害者が証拠を掌握している」ことを証明するために、権利者は証拠が相手の当事者によって事実上制御されていること、若しくは相手の当事者が法定、約定、または習慣に従って証拠を保存する義務を負っているにも関わらず、その証拠がないと事実の立証ができないことを証明する必要がある⁽⁷⁷⁾。実務において裁判所は、当事者が証拠を制御する理由の多くは、その当事者が法定の証拠保存義務を負っていることに由来すると認定した。例えば、「李陽 VS 唐山宝翔化工製品有限公司特許権侵害紛争事件」⁽⁷⁸⁾の中で、被告の証拠保存義務は「中国安全生産法」⁽⁷⁹⁾に規定された、化学工業企業の生産記録と操作マニュアルの保管義務に由来するのである。これに対して、知的財産権法の証明妨害規則を適用する事件においては、証明妨害の客体が「権利侵害行為に関する帳簿資料」であるため、中国会社法、会計法などの法律の規定に基づき、当事者は会計帳簿、販売データなどの資料を保存する義務がある。これらの証拠を把握すべきであるため、裁判所は一般的に「権利侵害行為に関する帳簿、資料は被告が掌握する」と記述しているため、多くの事件は判決文の記述だけでは、原告が帳簿資料を被告に掌握されている証拠を提出したことがあるかどうかを確認することが難しい。少数の事件だけが、当事者が相手当事者の証拠を事実上掌握していることを証明したと見做される⁽⁸⁰⁾。

ここで、もし権利侵害者が国家機関、社会団体、会社、企業、行政法人団体などの組織であれば、中国「会計法」⁽⁸¹⁾と「会計档案管理方法」⁽⁸²⁾の規定に基づき、各組織は会計証明書、会計帳簿、財務会計諸表などの

(72) 上海知識産権法院(2017)滬73民初56号判決書。

(73) 宋曉明、王國、李劍「關於審理侵犯專利權糾紛案件應用法律若干問題的解(二)的理解與適用」, 人民司法應用, 2016(10)、第35頁。

(74) 広東省中山市中級人民法院(2013)中中法知民初字第109号判決書。または、上海知識産権法院(2016)滬73民初374号判決書を参照されたい。

(75) 浙江省杭州市中級人民法院(2018)浙01民終4099号判決書。または、重慶市第一中級人民法院(2013)渝01民終第3531号判決書を参照されたい。

(76) 沈徳咏主編「最高人民法院民事訴訟法司法解釋理解與適用」, 人民法院出版社(2015年)、第372頁。

(77) 最高人民法院編者「最高人民法院民事訴訟法司法解釋理解與適用(上)」, 人民法院出版社(2015年)、第372頁。

(78) 最高人民法院(2020)最高法民再183号判決書。

(79) 「中華人民共和國安全生産法」2002年6月29日、第9回全国人民代表大会常務委員会第28次会議により可決され、2002年11月1日に施行。2009年8月27日第11回全国人民代表大会常務委員会第10次会議により第1次改正案を通過し、同日施行。2014年8月31日第12回全国人民代表大会常務委員会第10次会議により第2次改正案を通過し、2014年12月1日より施行。2021年6月10日、第13回全国人民代表大会常務委員会第29次会議により、第3次改正案を通過し、同年9月1日より施行。

(80) 雲南省昆明市中級人民法院(2016)雲01民初1789号判決書。

(81) 「中華人民共和國會計法」1985年1月21日、第6回全国人民代表大会常務委員会第9次会議により可決され、1985年5月1日に施行。1999年10月31日第9回全国人民代表大会常務委員会第12次会議により第一回改正案を通過した。2017年11月4日第12回全国人民代表大会常務委員会第13次会議により第二回改正案を通過した。

(82) 「中華人民共和國會計档案管理弁法」2015年12月11日財政部、国家档案局令第79号公布、2016年1月1日より施行。

会計資料の設置と保管の法定義務を負っている⁽⁸³⁾。例えば、「路易威登商標権侵害事件」において、裁判所が上記のような旨の判決を下した⁽⁸⁴⁾。「安麟公司意匠権侵害事件」において、裁判所は、「関連法律規定及び会計基準に基づき、安麟社は上場企業として、完璧な財務諸表等を保管すべきであって、裁判所の求めに応じて関連財務資料を提供する義務がある」⁽⁸⁵⁾と判断した。それら保管義務のある資料の中、会計証明書と会計帳簿の保管期間は15年または30年で、年度財務会計報告書の保管期間は永久であるため、「VMI 荷蘭 VS 薩奇特許権侵害事件」⁽⁸⁶⁾のように、権利侵害者が上記組織である場合、権利侵害行為に関連する帳簿資料を掌握していると認定されるだろう。完璧な財務制度や財務資料等の保管義務があるにもかかわらず、もし、被告自身の原因によってこれらの資料を提供できない場合、「瑞鈞商標権侵害事件」⁽⁸⁷⁾のように、不利な判決を招く結果を負わなければならない。もし権利侵害者が個人事業主であれば、「個人事業主の帳簿作成管理暫定方法」⁽⁸⁸⁾の規定に基づき、帳簿作成条件に合致する個人事業主も帳簿、証明書などの資料の整備と保管の義務を負うべきである⁽⁸⁹⁾。帳簿を作成した個人事業主は、各種帳簿、記帳証明書、報告書、納税証明書及びその他の関連税金関連資料を10年間保存しなければならないため⁽⁹⁰⁾、権利侵害者が帳簿作成条件に合致する個人事業主であれば、権利侵害行為に関連する帳簿、資料を把握していると認定すべきであると考えられる。以上、いずれの場合にも権利侵害者は、権利侵害行為に関連する帳簿、資料が不可抗力により毀損、滅失したことを証明する証拠を提供する場合、権利侵害者は権利侵害行為に関連する帳簿、資料を把握していないと認定されることに対し⁽⁹¹⁾、その他の理由、例えば営業秘密⁽⁹²⁾、会社の規定⁽⁹³⁾及び非実際経営者⁽⁹⁴⁾等、理由により不提供でも可であることも認められる。権利侵害者が帳簿作成条件に合致しない個人

事業主または個人であれば、帳簿、資料を保存、保管する法定義務は負わないため、この権利侵害者は権利侵害行為に関連する帳簿資料を掌握していないと認定されることになる。

4. 当事者が証明妨害行為を行ったこと

「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定」と「最高人民法院による民事訴訟法の適用に関する解釈」に基づき、「証拠を掌握しているが正当な理由がなく提供を拒否する」ことは、証明妨害行為を行ったとみなすべきであろう。ここで、「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定」に規定している証拠を掌握しているにも関わらず、正当な理由がなく提出を拒否することは、消極的不作為の証明妨害行為であり、作為的な類型行為を規定していないことは、立法上の一つ抜け道ではないかという意見も散見される⁽⁹⁵⁾。そのほか、「最高人民法院による民事訴訟法の適用に関する解釈」に規定されている「証拠の破壊、偽造」及び「証人の証言等を阻止」する行為も、証明妨害行為の様態に含まれる。

証明妨害行為の認定基準から見れば、商標法、特許法、著作権法及び「最高人民法院による特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)」の規定に基づく「権利侵害行為に関する帳簿、資料は主に権利侵害者が掌握している」場合に、裁判所は権利侵害者に提出を命じ、「権利侵害者が正当な理由なく帳簿、資料の提供を拒否し、若しくは虚偽の帳簿、資料の提供をした」場合、権利侵害者は証明妨害行為を実施したと認定される。

裁判官の立場から見れば、客観的な要件として、証明妨害行為を有することは、積極的な作為行為と消極的な不作為行為に含まれ、真偽不明な状態に置かれた、事実解明と因果関係を有する当事者双方の紛争が訴訟開始から終えるまでの間に行った行為であるという上

(83) 「中華人民共和國會計法」第2条、第3条、第23条。「中華人民共和國會計檔案管理弁法」第2条、第6条。

(84) 広東省深圳市中級人民法院(2017)粵03民初662号民事判決書。

(85) 広東省高級人民法院(2018)粵民終1510号民事判決書。

(86) 江蘇省蘇州市中級人民法院(2016)蘇05民初780号民事判決書。

(87) 広東省東莞市第二人民法院(2015)東二法知民初字第123号民事判決書。

(88) 「中華人民共和國個體工商戶建賬管理暫行弁法」2006年12月15日、国家稅務總局令17号により公布、2007年1月1日により施行された。2018年6月15日に改正案を通過した。

(89) 「中華人民共和國個體工商戶建賬管理暫行弁法」第2条第1項。

(90) 「中華人民共和國個體工商戶建賬管理暫行弁法」第10条第3項。

(91) 劉小鵬「从新百倫案看我国商標侵權賠償原則的司法適用」, 知識產權, 2015(10), 第80頁。

(92) 広州知識產權法院(2015)粵知法商民終字第357号民事判決書。

(93) 広東省高級人民法院(2018)粵民終1132号民事判決書。

(94) 最高人民法院(2016)最高法民申2627号民事裁定書。

(95) 施覬文「民事訴訟證明妨碍制度的審視与完善」, 西部學刊, 2021(10), 第33-35頁。

記に述べた四つの要素をもたなければならないと指摘した⁽⁹⁶⁾。実務上において、“3M 商標権侵害事件”⁽⁹⁷⁾のように、一審と二審共に「被告は証明妨害行為を行った、且つ該当行為により侵害によって得た収益という事実解明の不能を招いた」と認めたことに対し、“猴菇商標権侵害事件”⁽⁹⁸⁾では、「被告は証明妨害行為があって、原告の証拠及び主張賠償金額を参考とすべきである」という意見も示した。よって、証明妨害行為に対し、事実解明と因果関係を有すること、若しくは事実解明の結果に影響を及ぼすことが重要な要素であると考えられる。しかし、“万通・博源意匠権侵害事件”⁽⁹⁹⁾においては、被告に対して、裁判所は「証明妨害行為があった」ことを認めたが、事実解明との因果関係を明らかにしていない。ここでは原告側は訴訟を起こす前に、行政保護ルートを利用して、地方知的財産局に意匠権侵害紛争の解決を申し立てたことや、被告側が自ら提供した権利侵害に係る商品(家具)の「統計表」について、信憑性を欠いたことなどを考慮して総合的に判断したかもしれない。また、2010年以前の事件、例えば“九牧商標権侵害事件”⁽¹⁰⁰⁾、“鈴木・三力商標権侵害事件”⁽¹⁰¹⁾の、「侵害者の一方的な証明妨害行為によって、権利者の(賠償金額等)主張が成立するという単純な直接推定は、必ずしも事実と一致することはない」という判旨によって、権利者の初歩的な立証(証拠)等に基づき、侵害者側の証明妨害があっ

たことは認められる。しかし事件に関連する証拠(既存証拠)と権利者の主張の間に大きな差があった場合、権利者が主張した賠償金額を認めることが必ず成立すると推定することはできない。むしろ“恒利商標権侵害事件”⁽¹⁰²⁾のように、これらの証拠が権利者の損失や侵害者が得た利益などに、間接的な立証として推定できることがより合理的であると思われる。

IV 課題および留意点

中国知的財産法に依れば、知的財産権侵害と認めた場合、損害額の算定について、端的に言えば、(権利者)実際の損失、(侵害者)権利侵害により得た利益、使用許可料、法定賠償の四つの方法が定められている。最高裁の「特許紛争案件の審理における法律適用の問題に関する若干の規定」⁽¹⁰³⁾、「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」⁽¹⁰⁴⁾及び「著作権民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」⁽¹⁰⁵⁾等司法解釈も、実際の損失と権利侵害により得た利益の算定を具体的に規定しているが、実際に権利侵害によって権利者の製品の減少量については、確定することはほとんどできないため、裁判所は、通常①実際の損失＝権利侵害製品の売上×権利者製品の利潤⁽¹⁰⁶⁾、②権利侵害により得た利益＝権利侵害製品の売上×権利侵害製品単当たりの利

(96) 王剛「証明妨碍的認定及其排除規則探析」, 人民法院報, 2011年4月20日付け, 第7面。

(97) 浙江省高級人民法院(2015)浙知終字第152号民事判決書。

(98) 長沙市中級人民法院(2019)湘01民終168号民事判決書。

(99) 北京市高級人民法院(2015)高民(知)終字第1039号民事判決書。

(100) 湖南省高級人民法院(2007)湘高法民三終字第2号民事判決書。

(101) 長沙市中級人民法院(2003)長終民三初字第439号民事判決書。

(102) 広州知識産権法院(2016)粵73民終61号民事判決書。

(103) 「最高人民法院関于審理專利糾紛案件適用法律問題的若干規定」 2001年6月19日に、最高人民法院審判委員會第1180次會議により通過した。2013年2月25日最高人民法院審判委員會第1570次會議により、第一回改正案通過した。2015年1月19日に最高人民法院審判委員會第1641次會議により、第二回改正案を通過した。2020年12月23日に最高人民法院審判委員會第1823次會議により第三回改正案を通過し、2021年1月1日より施行。

(104) 「最高人民法院関于審理商標民事糾紛案件適用法律問題的若干解釋」 2002年10月12日に最高人民法院審判委員會第1246次會議により通過した。2020年12月23日に最高人民法院審判委員會第1823次會議により第一回改正案を通過し、2021年1月1日より施行。

(105) 「最高人民法院関于審理著作權民事糾紛案件適用法律問題的若干解釋」 2002年10月12日に最高人民法院審判委員會第1246次會議により通過した。2020年12月23日に最高人民法院審判委員會第1823次會議により第一回改正案を通過し、2021年1月1日より施行。

(106) 「最高人民法院関于審理專利糾紛案件適用法律問題的若干規定」第14条第1項:「特許法第65条に定める、権利者が侵害行為によって受けた実際の損失は、特許権者の特許に関する製品について、権利侵害により販売量が減少した総数に、特許に関する製品の単当たりの合理的利益を乗じた積に基づいて計算することができる。特許権者が販売量の減少総数を確定することが困難である場合は、侵害製品が市場で販売された総数に特許に関する製品の単当たりの合理的利益を乗じた積を、権利者が権利侵害により被った実質的損失とみなすことができる」
最高人民法院関于審理商標民事糾紛案件適用法律問題的若干解釋」第15条:「商標法第63条第1項に定める、侵害により受けた損失は、権利侵害により生じた権利者の商品の販売減少量又は侵害商品の販売量に当該登録商標商品の単当たりの利益を乗じた積に基づき計算することができる。」

「最高人民法院関于審理著作權民事糾紛案件適用法律問題的若干解釋」第24条:「権利者の実質的損失は、権利侵害による複製品の発行減少量又は侵害複製品の販売量に権利者の当該複製品発行の単位利益を乗じた積に基づき計算することができる。発行減少量を確定することが困難である場合は、侵害複製品の市場販売量に照らして確定する」

潤⁽¹⁰⁷⁾という計算方式を採っている。しかし、権利侵害製品の売上と、権利侵害製品単位当たりの利潤という情報は、通常侵害者側が掌握しているため、権利者にとっては実際の損失と権利侵害により得た利益を挙証するのは困難であって、参考にするべき使用許可料の規定もないので、法定賠償の方法によって損害賠償金を算定してしまう事件判決がたくさん下されている⁽¹⁰⁸⁾。2013年から2021年まで、知的財産に関する訴訟事件数は年々増加しており、当事者の挙証負担を軽減できることが期待されたが、「立証難」問題が依然として深刻な状況として存在する⁽¹⁰⁹⁾。残された課題、即ち外資企業等の観点からみる訴訟に係る場合の留意点を分析・整理しておきたい。

1. 知財訴訟における証明妨害の適用にかかわる課題

(1)「挙証に尽力」に関する判断基準

証明妨害の構成要件に関して中国の学界においては幾つかの説が存在しているが、まだ定着するに至っていない状態である。また、裁判所側の事件判決を考察・分析したところ、多くの判決は証明妨害の構成要件を論証する際に、証明妨害の結果要件、即ち「当事者が行った立証妨害行為は、裁判所が関連事実を明らかにできないことを招いた」という要件をはっきり表現し得ていないことによって、実務上、構成要件に関する表現が不足であるとの印象を与えた。また、前提要件としての「挙証に尽力」若しくは「初歩的な挙証」について、具体的な基準の把握が難しいことも指摘された。“三陽機車 VS 本田事件”⁽¹¹⁰⁾では、裁判所は「原告が第三者から公表されたデータに基づいて行った計算の方法は見積りであり、この見積りによって出た結論は実際の状況と等しいとは言えないが、挙証能力範囲内で挙証に尽力した」ことを認めたことに対し、“段

友蘆 VS 上海新光特許権侵害事件”⁽¹¹¹⁾では、裁判所は、特許権利者の売上の25%を被告が得た利益とする主張に対し、「積極的に挙証をしていない」として認めなかった。最近の判例から見れば、「挙証に尽力」と認めないケースの比率はあまり高くないが、証拠の様態は、①“深圳車網聯盟 VS 浙江淘宝商標権侵害事件”⁽¹¹²⁾のように、原告側は権利侵害に関する証拠のみ提出していたが、金額に関する証拠を提供していない場合；②“晋城市世紀冠群科貿 VS 高平市長平醉酒業・山西汾陽酒廠商標権侵害事件”⁽¹¹³⁾のように、原告側が自ら製作した諸表を証拠として提供したが、裁判所に認められなかった場合；③“北京雅宝名亨国際文化 VS 天津永聯音悦文化伝播放送権糾紛事件”⁽¹¹⁴⁾及び“佛山市南海貝豪生化 VS 杭州芋顔化粧品商標権侵害事件”⁽¹¹⁵⁾のように、原告側は商標許可使用料に関連する証拠を提供したが、権利者の実際の損失或いは侵害者(権利侵害による)が得た利益に関連する証拠を提供していない場合；④原告側は、被告のオンラインショップに掲載した権利侵害該当商品の販売記録、販売できる数量及び価格を証拠として提供したが、裁判所側は「オンラインショップにおける商品販売可能な数量について、オンラインショップ経営者が自ら記入、改正することができる上、且つ一緒に購入した他の商品の価格も含まれているので、実際の在庫数量とは言えず、権利侵害該当商品の販売数量とは認められない」(“路易威登馬利蒂 VS 広州市路路威行皮具商標権侵害事件”⁽¹¹⁶⁾)とする理由で、“永康市宝航噴塗設備 VS 林健明特許権侵害事件”⁽¹¹⁷⁾と“浙江中特機械科技 VS 浙江焯岡機械特許権侵害事件”⁽¹¹⁸⁾も「挙証に尽力した程度が不明である」と判断した場合；⑤原告は被告側の財務諸表や利益分配表などを提供したが、裁判所は「これらの諸表は該当侵害製品に対する証拠ではなく、且つ財務報告書に記載された日付は原告が購入した該

(107) 「最高人民法院關於審理專利糾紛案件適用法律問題的若干規定」第14条第2項：「特許法第65条に定める、侵害者が権利侵害によって得た利益は、当該侵害製品が市場で販売された総数に、侵害製品の単位当たりの合理的利益を乗じた積に基づいて計算することができる。…」
「最高人民法院關於審理商標民事糾紛案件適用法律問題的若干解釋」第14条：「商標法第63条第1項に定める、侵害により得た利益は、侵害商品の販売量に当該商品の単位当たりの利益を乗じた積に基づき計算することができる。当該商品の単位当たりの利益を明らかにできない場合は、登録商標商品の単位当たりの利益に照らして計算する」

(108) 張維「知識産権侵權獲賠額整体偏低」,「法制日報」2013年4月18日付け,第6面。

(109) 中国共産党中央弁公庁・国務院弁公庁「關於強化知識産権保護的意見」による。詳細は中華人民共和國中央政府サイド http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/24/content_5455070.htm (2022年8月22日最終アクセス)を参照されたい。

(110) 福建省高級人民法院(2014)閩民終字第641号判決書。

(111) 上海市第二中級人民法院(2014)滬二中民五(知)初字第3号民事判決書。

(112) 広東省深圳市羅湖区人民法院(2020)粵0303民初33236号民事判決書。

(113) 山西省高級人民法院(2019)晋民終327号民事判決書。

(114) 北京知識産権法院(2020)京73民終219号民事判決書。

(115) 浙江省杭州市中級人民法院(2019)浙01民終2878号民事判決書。

(116) 同84。広東省深圳市中級人民法院(2017)粵03民初662号民事判決書。

(117) 上海市第一中級人民法院(2017)滬民終100号民事判決書。

(118) 浙江省高級人民法院(2018)浙民終311号民事判決書。

当侵害製品の時期と一致していないため、権利侵害によって得た利益を証明することができない」(蔡朗春 VS 中山市益華広場実業特許権糾紛事件)⁽¹¹⁹⁾とする場合、以上五つの類型と考えられる。このような、「拳証に尽力」に対し、裁判所が認めた事件と認めない事件において、原告が提供した証拠を比較すると、裁判所間での認定基準が統一されていないことがわかる。例えば、上述の⑤の場合、提供された財務諸表という証拠について、購入した侵害該当商品の日付と同年度であれば、より容易に認めてもらえると想定されるが、財務諸表と購入した侵害該当商品の日付が同年度でないものも認められた判例⁽¹²⁰⁾も見出される。

また、「許可使用料に関する証拠は、“拳証に尽力”証拠とはならず、権利者の損失と権利侵害者の利益を証明する証拠だけが、“拳証に尽力”のために必要な証拠と見なす」(佛山市南海貝豪生化科技公司・杭州芋顔化粧品有限公司商標権糾紛事件⁽¹²¹⁾)という裁判所見解も出ている。字面から見れば、商標法、特許法及び著作権法に規定した「拳証に尽力」は主観的基準と思われるが、「最高人民法院による特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)」に規定された「権利者は既に侵害者が侵害により得た利益に関する初歩的証拠を提供した」ことは、客観的な基準としてしか考えられない。権利者は侵害者に対し、具体的なデータを公的なルートから入手できないが、侵害によって利上げ、収入及び利潤を獲得したことを証明すれば、「拳証に尽力」若しくは

「初歩的な証拠を提供した」の要件を満たし、両要件について同じように解釈すべきであるという考えも存在する⁽¹²²⁾。“比登宝 VS 咸陽世紀金花商標権侵害事件”⁽¹²³⁾と“比登宝 VS 陝西省軍区軍人服務者商標権侵害事件”⁽¹²⁴⁾では、最高裁は「権利者の主張と提供された証拠を参考にして賠償金額を判定する際には、権利者から関連する証拠の提供を求めなければならない、即ち、当事者が拳証に力を尽くしても実質的な証拠を伴わなければ、“拳証に尽力”したとは認めない」という考えも示した。

また、最近、中国知的財産訴訟において、当事者の「商業化権利保護」現象の増加傾向が見られる。「商業化権利保護」とは、権利者は自ら或いは専門機関に委託して、同じ類型の侵害行為に対し多数の訴訟を起こすことをいい、著作権侵害事件においては、特に写真等の著作権紛糾がよく見られる。これらの特許権と商標権侵害事件においては、末端の小売業者が被告にされた例が多い⁽¹²⁵⁾。権利者の事情やコストなどを考慮して、一つの事件のために時間や経費をかけて侵害者の侵害行為や得た利益等に関する証拠の収集はしないために、生産ラインのように機械的に進めてしまう。賠償金額については裁判官の自由心証に依ってしまい、“視角中国系・漢華易美図像著作権紛糾事件”⁽¹²⁶⁾のように、実際の損失と権利者が得た利益に関する拳証が難しいか、又迅速に訴訟を結審したいかによって、拳証を真剣に行わず、自ら裁判官に法定賠償の方法の採用を申し出た場合もある。

(119) 広東省高級人民法院(2017)粵民終2887号民事判決書。

(120) 浙江省余姚市中級人民法院(2017)浙民初977号民事判決書。

(121) 同115。浙江省杭州市中級人民法院(2019)浙01民終2878号民事判決書。

(122) 同71。

(123) 同94。最高人民法院(2016)最高法民申2627号民事裁定书。

(124) 最高人民法院(2016)最高法民申2629号民事裁定书。

(125) 焦彦、石必勝、戴怡婷「降低維權成本 提高侵權代價——北京高院關於加大知識產權司法保護力度的調研報告」,「人民法院報」2015年4月23日付け,第8面。

(126) 漢華易美(天津)図像技術有限公司は、原告として訴訟を起した以下のすべて事件において、法定賠償の方式を採用するよう積極的に請求した。

天津市第三中級人民法院(2019)津03知民初97号民事判決書。

天津市第三中級人民法院(2019)津03知民初10号民事判決書。

天津市第三中級人民法院(2019)津03知民初252号民事判決書。

天津市第三中級人民法院(2019)津03知民初29号民事判決書。

天津市第三中級人民法院(2019)津03知民初214号民事判決書。

天津市第三中級人民法院(2019)津03知民初162号民事判決書。

天津市第三中級人民法院(2019)津03知民初206号民事判決書。

天津市第三中級人民法院(2019)津03知民初68号民事判決書。

天津市第三中級人民法院(2019)津03知民初184号民事判決書。

天津市第三中級人民法院(2019)津03知民初190号民事判決書。

天津市第三中級人民法院(2019)津03知民初167号民事判決書。

天津市第三中級人民法院(2019)津03知民初47号民事判決書。

天津市第三中級人民法院(2019)津03知民初119号民事判決書。

天津市第三中級人民法院(2019)津03知民初250号民事判決書。

天津市第三中級人民法院(2019)津03知民初62号民事判決書。

天津市第三中級人民法院(2019)津03知民初51号民事判決書。

従って、実務上において、「尽力」したかどうかを判断する際には、様々な形が存在しており、時には主観的思い込みという一面も見えることで、実際の運用においては、合理的なバランスポイントの観点の基本として、権利者の「尽力」を認定する方法を模索すべきであろう。

(2)適用に関する手続きの問題点

証明妨害条項を設けた(上記)諸法のうち、「最高人民法院による民事訴訟法の適用に関する解釈」第112条のみが比較的詳細な、適用に関する手続きを規定しており、その後、改正「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定」第45条から第48条の補充を経て、次第に“文書提出命令”に違反した場合には、証明妨害の手続きを適用、即ち、「証拠提出の申立て—相手当事者の意見聴取又は弁論—審査通過—証拠提出命令の裁定—適用に関する法的効果の釈明—証明妨害者への制裁」という手続きを取ることとなった。しかし、商標法、特許法、著作権法における証明妨害規則の適用に関する手続きは、いまだに具体的な規定が不足しているため、知的財産権訴訟における証明妨害規則の運用に於いては、さまざまな混乱が見られる。多くの判例判決の記載を考察した結果、主に次の四つの状況がある。

① 適用に関する手続きについて何の表記もなく、裁判所は証明妨害を直接適用した。

“浙江煜騰 VS 南京光威特許權紛糾事件”⁽¹²⁷⁾二審判決において、証明妨害の手続きについて何の表記もなく、裁判所は「浙江煜騰公司は一審裁判所に対し、財務帳簿等関連証拠を提供していないことを重要な参考要素として(証明妨害を)適用し、既存証拠に基づき賠償金額を確定する」とした。

② 申立、意見聴取または弁論、釈明手続きがなく、裁判所は当事者に直接関連証拠の提供を命じた。

“永康一恋商標權侵害事件”⁽¹²⁸⁾、“東莞万恒通 VS 東莞博源及北京博航—統意匠權侵害事件”⁽¹²⁹⁾のような少数の事件判決は、当事者が証明妨害適用の手続きを申立てたこと、または文書提出命令の申立てに関する釈明をしたかどうかについて記載せず、裁

判所は法廷で直接、相手当事者に証拠提出を命じた。商標法、著作権法、特許法及び「最高人民法院による知的財産民事訴訟証拠に関する若干規定」における証明妨害規則はいずれも、証拠提出を命じる申立時期を明確に規定していないが、「最高人民法院による民事訴訟法の適用に関する解釈」の規定を参考にすると、当事者は証拠提出期限が切れる前に裁判所に、文書提出命令の申立を提出しなければならない。しかし、現実的には複雑な知財訴訟事件において、裁判官は開廷を経ずに権利侵害が存在するかどうかを判断することは難しく、審理後に裁判所が権利侵害でないと認定すれば、前もって出された文書提出命令は、証拠所有者の訴訟コストと秘密漏れリスクを増加させる恐れがある⁽¹³⁰⁾。したがって、知的財産訴訟事件における証明妨害規則は知的財産権侵害訴訟の特殊性の影響を受け、民事訴訟における証明妨害手続きをそのまま適用することは必ずしも実務の必要に適應していない⁽¹³¹⁾。“上海点点樂 VS 上海犀牛及び暢夢商標權紛糾事件”⁽¹³²⁾に於いて、申立、意見聴取または弁論、釈明手続きがなく、裁判所は二審において、被告に対し証拠開示令の形で直接関連証拠の提供を命じた。裁判所は一般的に審理中に権利侵害が存在するという裁判官の自由心証を得てから、法廷で当事者に証拠を期間内に提出するよう命じるという形になっている。

③ 申立手続きは行っていないが、弁論、釈明及びそれらを命じる手続きを有している。

法廷で権利者から証明妨害の適用に関する申し立てはないが、裁判官から被告に対し、関連証拠の提出を告げ、また証明妨害に関するリスクや法的な効果などを釈明したという状況の判例がかなりの数で見出されている。“中策橡膠 VS 楊波及び浙江淘寶商標權侵害事件”⁽¹³³⁾に於いては、被告は裁判官の求めに応じないため、証明妨害と認められた。“哈爾濱麻雀 VS 哈爾濱美之雀商標權侵害事件”⁽¹³⁴⁾に於いては、裁判所は「哈爾濱麻雀社三年間の納税資料及び財務諸表の提出を何回も求めたが拒否されたことにより、挙証不利な結果を負わなければならない

(127) 上海市高級人民法院(2018)滬民終170号民事判決書。

(128) 上海市浦東新区人民法院(2018)滬0115民初53351号民事判決書。

(129) 広東省高級人民法院(2018)粵民終1832号民事判決書。

(130) 潘劍鋒、牛正浩「書証提出命令の理論革新与路径優化——以商業秘密侵權訴訟為切入点」, 北方法学, 2021(6), 第5-18頁。

(131) 蔣筱熙「証明妨碍排除規則在涉互聯網知識產權侵權訴訟中的應用——舉証責任与舉証能力的博弈」, 電子知識產權, 2021(12), 第54-64頁。

(132) 上海知識產權法院(2019)滬73民終130号民事判決書。

(133) 浙江省杭州市余杭区人民法院(2019)浙0110民初10233号民事判決書。

(134) 最高人民法院(2018)最高法民申1713号民事裁定書。

い」と判断した。また、「寧波興勝 VS 珠海格力及び広州晶東実用新案権侵害紛争事件」⁽¹³⁵⁾に於いては、裁判官は被告に対して、関連証拠の提出を命じ、且つ「提出資料に関する期限超過、拒絶、虚偽及び不完備な場合に関わる法的な効果を釈明した」。当事者が有名な、且つ注目される会社であるためなのか、広東省の裁判所も既にこの点に関して慣れが生じたのか、その理由が不明であるが、証明妨害の適用に関する手続きは、比較的正しく行われていたと感じられる。

“傑薄斯 VS 恒利(香港)等商標権及び不正競争紛争事件”⁽¹³⁶⁾の再審申立段階に於いては、傑薄斯社の、「一審の際、裁判官は閉廷後に弁護代理人に対し、本案について貴方が得た利益及び得た利益の多少に、再度挙証を行うか否かと尋ねたのみなので、商標法 63 条 2 項の規定に適用しない」という主張に対し、最高裁は、「明らかに、当事者の法律責任を重くするため、証明妨害のような条項を適用する際には、裁判所から当事者に対し、どのような証拠を提供するか、これらの証拠の提供を拒むと生じる法律効果についての釈明をしなければならない」と示したことによって、証明妨害の適用に関する釈明の手続きは不可欠であろうと考えられる。

北京の裁判所で審理された“王曉亮及び北京秀潔公司 VS 美巢集団商標権侵害事件”⁽¹³⁷⁾の一審段階に於いては、裁判所は北京秀潔公司に対して、得た利益に関する証拠の提出を求めなかった、また、その提出の「責令」(命じること)という意思表示もしなかった理由を問題として、北京秀潔公司が上訴した。二審の北京高級人民法院は、「商標法第 63 条 2 項に対し、以下のように理解すべきである。権利者が挙証に尽力したとすれば、権利者は挙証に尽力した限り裁判所は、書面に依るとは限らない方式で明確な告知を通じて、権利者が提供すべき証拠の種類、範囲、内容、及び提出を拒否すると及ぼすであろうと予測される法的結果、即ち裁判所は、権利者の主張と提供した証拠を参考にして、賠償額を判定することができること等を、明確に知らしめることがで

きるようにしなければならない」という判旨を下した。“深圳微信食品公司 VS 小小樹(深圳)公司商標権侵害事件”⁽¹³⁸⁾も同じ見解の判旨を下した。“厦門厦工公司 VS 莱州厦工公司商標権事件”⁽¹³⁹⁾に於いては、裁判所は被告に対し、(夫婦二人だけの会社なので)得た利益に関する帳簿資料を提出できるか否かについて「尋問」したという。証明妨害の適用に関する「責令」という命令を出す方法は書面の形に限らず、電話等の方式でもできる。また、裁定の形式で命じたものもあれば、法廷に於いて、口頭で命じたものもあってさまざまな形を取り、「責令」という命令の手続きには、絶対性と統一性が欠けている。だが、「最高人民法院による知的財産民事訴訟証拠に関する若干規定」に於いては、すでに裁定の形で証拠保持者に証拠提出を命じなければならないことを明確に規定しており、今後「責令」という命令の出し方の混乱状況は改善される方向に向かうであろう。

④ 弁論及びその説明に関する手続きはないが、申立、釈明及び提出命令の手続きを行った。

一部の判決を見れば、権利者から侵害者に対し、裁判所に権利侵害に関する証拠の提出を申立てた後、被告の弁論や説明などの手続きを見出せず、裁判所は被告に対し証拠の提出命令を下したが、被告がその命令を拒否した場合、証明妨害と認めている。例えば、“南京億華公司 VS 無錫濟民公司商標権侵害事件”⁽¹⁴⁰⁾はこの事例であった。“広東美的公司 VS 寧波奧克斯公司等実用新案権侵害事件”⁽¹⁴¹⁾の場合にも、被告は正当な理由がなく裁判所の命令に応じないことで、裁判所は一審と二審共に証明妨害であると認めた。“深圳四季優美公司 VS 広州皇健医薬公司商標権侵害事件”⁽¹⁴²⁾に於いては、被告は裁判所に求められた「得た利益に関する帳簿資料等証拠を提供せず、証明妨害と構成する」と判断した。

“潘広松、広東捷成工機械有限公司商標権侵害事件”⁽¹⁴³⁾に於いては、「原告が挙証に尽力したにも関わらず、裁判所が損害賠償金を確定できない場合、被告に対し侵害行為に関連する帳簿資料の提出を命じ、その命令に応じない場合、原告側の主張及び提

(135) 同 93。広東省高級人民法院(2018)粵民終 1132 号民事判決書。

(136) 広東省高級人民法院(2017)粵民再 288 号民事判決書。

(137) 北京市高級人民法院(2017)京民終 335 号民事判決書。

(138) 北京市高級人民法院(2019)京民終 332 号民事判決書。

(139) 江西省高級人民法院(2018)贛民終 15 号民事判決書。

(140) 上海知識産権法院(2017)滬 73 民終 299 号民事判決書。

(141) 広州知識産権法院(2015)粵知法專民初字第 586 号民事判決書。及び広東省高級人民法院(2016)粵民終 1389 号民事判決書。

(142) 広州知識産権法院(2017)粵 73 民初 2103 号民事判決書。

(143) 広東省佛山市人民法院(2018)粵 06 民終 6910 号民事判決書。

供した証拠を参考にして賠償金額を確定すべきではないか」という見解に対し、一審裁判所は被告に対し帳簿資料の提出命令を下していない、二審裁判所は「商標法第63条第2項の適用については、“……しなければならない”ではなく“……することができる”なので、裁判所は状況によって資料提出を命じることができるが、資料提出を命じないこともできる」という見解を示したことは看過できない。

2. 原告の立場からみる訴訟の際の留意点

(1) 関連証拠の提出命令に対し、拒否した理由について

実務において、裁判所の関連証拠の提出命令に対し、被告側には、提出しない若しくは提出できない様々な理由が見受けられる。主に以下の理由が挙げられるが、殆どの理由が裁判所に認められていないことに留意すべきであろう。

- ① 当事者は自社が民営中小企業であるため、財務帳簿の管理制度が完備されていないという理由で、提供できない若しくは全体的な帳簿資料の提供ができないことが多い。このようなケースの事件は、“六福集団 VS 六六福公司等商標権侵害事件”⁽¹⁴⁴⁾、“三菱電機株式会社 VS 台州迪奧電器有限公司と上海皆成電器有限公司商標権侵害事件”⁽¹⁴⁵⁾、“廈門厦工公司 VS 莱州厦工公司商標権侵害事件”⁽¹⁴⁶⁾、“昆山瑞鈞公司 VS 東莞瑞鈞公司商標権侵害事件”⁽¹⁴⁷⁾等が挙げられる。証明妨害の適用を逃がれるために所謂“正当な理由”を持ち出した事例が少なくない。
- ② 関連する証拠は営業秘密に及んでいるため、提供できないということを理由としていた。このようなケースも少なくなく、“王建平・広州市美譽化粧品有限公司 VS 欧萊雅(中国)有限公司・広州友誼集団商標権侵害紛糾事件”⁽¹⁴⁸⁾が挙げられる。
- ③ “寧波奧勝公司 VS 珠海格力公司・広州晶東公司 実用新案権侵害事件”⁽¹⁴⁹⁾に於いては、奧勝公司是、「自社の規定により、関連証拠の提供が適切でない」と理由を申立てたが認められなかった。

- ④ (訴えられた)侵害製品は自社の主要な製品ではないため、単独で財務帳簿を作成していないことを理由として、関連証拠の提出命令に応じなかったケースも見出される。例えば“福建安麟公司 VS 余德煌意匠権侵害事件”⁽¹⁵⁰⁾に於いては、福建安麟公司是「自社の主な商品はドア及びエレクトロニクスであって、訴えられた製品は自社の主要製品ではない、よって独立した財務帳簿の作成をしていない」という拒否理由を申立てた。

(2) 知財訴訟における証明妨害の適用が及ぼす法的な効果

証明妨害規則の適用の際、被告が主観的に証拠の提供を拒否するか、客観的に証拠を提供できないかを区別することが、最も困難な点であると考えられる。たとえ被告が立証に尽力したとしても、原告の主張が成立したと直接推定することはできない。従って、証明妨害規則は証拠開示制度と同時に適用される場合がしばしば見られる。つまり、侵害者が裁判所の命令に応じなければ、被告の主観的な拒否という証拠であるとし、裁判所は証明妨害を適用する余地が生まれてくる⁽¹⁵¹⁾。実務上、現行法の規定に基づき証明妨害を適用した場合、権利者の主張と証拠に依って、損害賠償金額を確定する方法について、各地の裁判所は異なる見解と結果を出していることに留意⁽¹⁵²⁾、参考にして頂きたい。

- ① 権利者の主張により侵害者が(権利侵害により)得た利益を認定する
“傳敏 VS 吉林音像公司等著作権紛糾事件”⁽¹⁵³⁾に於いて、原告側が権利侵害に係る図書冊数は3万部であるとする主張に対し、被告は3千部しかないと主張した。裁判所は被告に対し、原告の申立によって権利侵害に係る図書の印刷依頼書の提供を命じたが、被告は正当な理由なく提供せず、裁判所は証明妨害と判定し、権利侵害図書は3万部と見なして賠償金額を算定した。“本田技研会社 VS 三陽機車公司意匠権侵害事件”⁽¹⁵⁴⁾も、被告は権利侵害製品の生産、販売及び得た利益に関する証拠を提供しない

(144) 広東省高級人民法院(2019)粵民終957号民事判決書。

(145) 上海知識産権法院(2016)滬73民初385号民事判決書。本件は、既存証拠により、権利侵害によって得た利益を確保することができたため、裁判所は最終的に証明妨害を適用しなかった。ただし、当事者の関連証拠の提出を拒否したことを参考要素にした。

(146) 同139。江西省高級人民法院(2018)贛民終15号民事判決書。

(147) 同87。広東省東莞市第二人民法院(2015)東二法知民初字第123号民事判決書。

(148) 同92。広州知識産権法院(2015)粵知法商民終字第357号民事判決書。

(149) 同93。広東省高級人民法院(2018)粵民終1132号民事判決書。

(150) 同85。広東省高級人民法院(2018)粵民終1510号民事判決書。

(151) 欧陽福生「侵害知識産権懲罰的賠償数額の確定——談民法典第1185条適用の困境」, 電子知識産権, 2020(10), 第74—83頁。

(152) 姚志堅, 柯胥寧「知識産権訴訟中証明妨碍制度的適用与完善——以侵權損害賠償認定為視角」, 人民司法, 2020(19), 第19—23頁。

(153) 江蘇省無錫市中級人民法院(2015)新知民初字第0016号民事判決書。

(154) 同110。福建省高級人民法院(2014)閩民終字第641号民事判決書。

ため、裁判所は原告の88万円の賠償金の請求を支持した。この2つの事件はいずれも推定主張成立認定賠償額を採用しており、その中で、前者の裁判所は権利侵害利益計算に影響する具体的な要素が真実であると推定したことに対し、後者の裁判所は権利者の損害賠償主張が真実であると直接推定した。

② 原告の主張と証拠を参考にして、賠償金額を適宜判断する

中国で大変注目された“陳喆 VS 余征等著作権紛糾事件”⁽¹⁵⁵⁾の場合、被告は営業秘密に係わるということを理由として脚本契約及び(ドラマの)放送契約の提供を拒否したため、裁判所は証明妨害と認定した上で、該当作品の種類、価値、影響力等の要素に基づき賠償金額を確定した。本件の判決を見れば、損害賠償の判定について裁判官の自由裁量説を採っていることがわかる。即ち、権利者から提供された証拠を参考にしたことである。この事件に関して、注意して頂きたいのは、判決が下されたのは、著作権法が改正される前の、証明妨害規則を定めていない時期であって、当時裁判所は、商標法の規定を参考にして証明妨害の適用を通じ、損害賠償金額を算定したわけであった。著作権侵害事件に証明妨害を適用した場合、原告側の主張と証拠を参考にして確定するという判定手法が、その後の事件及び改正著作権法への証明妨害の導入等に大きな影響を与えた。

③ 法定賠償の最高額にて賠償金額を確定する

“振華化工公司 VS 嘉陵化学製品公司特許権侵害事件”⁽¹⁵⁶⁾に於いては、裁判所は被告に対し、付加価値税領収証等財務相資料の提出を命じたが、被告は提供せず、証明妨害と認めた。侵害行為の関連要素に基づいての計算ができないため、法定賠償の最

高額の損害金額を命じた。

(3)提供された証拠について

既存の案件から見れば、証明妨害行為の客体要件として構成される証拠は、主に書証、物証、電子データ、視聴資料などの多様な種類を含むことがわかる。これらを適用証明妨害規則として適用した事件のうち、通常、原告が提供した証拠としては、①被告の公式サイトまたはネットショップにおける権利侵害製品の販売価格、在庫、販売記録⁽¹⁵⁷⁾；②被告会社の年次報告書、公式サイトに開示された販売、利益データ及び被告会社の生産経営状況等が書かれており、その財務状況を把握できる新聞記事⁽¹⁵⁸⁾；③被告と、第三者の関連製品の取引契約⁽¹⁵⁹⁾；④被告会社の商標権侵害の疑いがあるアプリケーションのダウンロード料金及び会費価格⁽¹⁶⁰⁾；⑤被告会社経営者の個人支付宝(アリペイ)口座、明細⁽¹⁶¹⁾等が含まれている。従って、権利侵害された場合、原告の立場で訴訟を起こす際には、これらの証拠を事前に掴むことが重要である。

また、個別の証拠種類に関して、最近の実務上で、原告は保険契約書原本⁽¹⁶²⁾、決済書原本⁽¹⁶³⁾、帳簿原本⁽¹⁶⁴⁾、借用書原本⁽¹⁶⁵⁾、契約書原本⁽¹⁶⁶⁾、コスト審議・決定書原本⁽¹⁶⁷⁾等の提供を拒否したが、その複写を提供した場合、裁判所は「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定」の規定⁽¹⁶⁸⁾を借りて、写真も含む複写の信憑性を認定する流れになっている。このような見解は、ドイツ民事訴訟法典第427条の規定に近似しているが、今後より明文化することが期待される⁽¹⁶⁹⁾。

(155) 北京市第三中级人民法院(2014)三中民初字第07916号民事判决书。

(156) 重慶市高级人民法院(2009)渝高法民終字第70号民事判决书。

(157) 以下の事件判決からこの旨としての証拠を見られる。

広東省高级人民法院(2018)粵民終1484号民事判决书。

広東省高级人民法院(2018)粵民終1834号民事判决书。

山東省済南市中級人民法院(2018)魯01民初1481号民事判决书。

最高人民法院(2019)最高法知民終147号民事判决书。

最高人民法院(2019)最高法知民終105号民事判决书。

(158) 広東省高级人民法院(2018)粵民終1510号民事判决书。又は、上海知識産権法院(2016)滬73民初385号民事判决书。

(159) 山東省高级人民法院(2016)魯民終2416号民事判决书。

(160) 北京知識産権法院(2020)京73民終1557号民事判决书。

(161) 広州知識産権法院(2015)粵知法商民初字第59号民事判决书。

(162) 広東省広州市中級人民法院(2020)粵01民終11597号民事判决书。

(163) 貴州省貴陽市中級人民法院(2020)黔01民終6807号民事判决书。

(164) 新疆ウイグル自治区昌吉回族自治州中級人民法院(2020)新23民終1188号民事判决书。

(165) 遼寧省朝陽市中級人民法院(2020)遼13民終1298号民事判决书。

(166) 甘肅省定西市中級人民法院(2020)甘11民終635号民事判决书。

(167) 新疆生産建設兵団第八師中級人民法院(2020)兵08民終590号民事判决书。

(168) 「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定」第95条。

(169) 周翠「举证妨碍規範的解釈与完善」, 当代法学, 2022(1), 第136 - 148頁。

終わりに

賠償金額が確定すると理解すればよいだろう。

中国知的財産権侵害訴訟事件に於いて、証明妨害規則を適用する場合、一般的な証拠規則に従い、双方の当事者間の攻防のバランスを維持しなければならない。構成要件に従って証明妨害規則を正しく適用することで、「立証難」の問題を解決することが肝要であるが、現実的には構成要件に該当する基準に関する度合い等を整備する必要がある。関連する判例の考察、分析を踏まえて、以下のまとめを認識しておきたい。

まず、証明妨害の構成要件について、第一に、商標法、特許法、著作権法及び知的財産権に関する司法解釈に基づいて、権利者に「挙証に尽力」又は「初歩的挙証」を求めることは、侵害者が掌握している帳簿資料が、事件解明に対して立証に不可代替性を有することであるか否かを判断するためである⁽¹⁷⁰⁾。即ち、権利者は、侵害者が権利侵害を通じて販売数量、収入または利益を得た、しかもこれらの情報の正確なデータは公的なルートから得ることができない、ということを証明すれば、「挙証に尽力」又は「初歩的挙証」を満たすことができると考えられる。第二に、権利者は、侵害者が実際に権利侵害行為に関連する帳簿資料を掌握していることを証明する証拠を提供することができ、また、侵害者が法定、約束または習慣的にこれらの帳簿資料を保存、保管する義務があることを説明する理由、または証拠を提出することができる。第三に、権利侵害者は正当な理由があれば、掌握している帳簿資料を提供しないことが可能である。単純に帳簿資料は商業秘密であって、証拠を提供しないことが正当な理由とはならないが、侵害者は裁判所に対し保護措置をとる方法で、帳簿資料を提供することを申立てることができる。第四に、実務上で、権利者の実際の損失、侵害者が得た利益及び許可使用料が確定される際に証明妨害の適用ができるが、法定賠償金額が確定する際に、証明妨害の適用が殆ど見出されていない。知財訴訟事件において、法定賠償の最高額にこの適用ができるか否か、大きな焦点になると考えられる。

つぎに、証明妨害の適用が及ぼした法的な効果に関して、知的財産諸法及び関連解釈に規定された「権利者の主張及び提供した証拠を参考にして、賠償金額を確定する」ことは、権利者の主張、侵害者が掌握している帳簿資料の内容が真実であるとの推定、そして提供されたその他の証拠にも基づき、総合的に判定して

(170) 劉曉「知識産権損害賠償中証明妨碍規則的成本收益分析」, 証拠科学, 2016(5), 第 567 - 575 頁。